

## 第32回 患者からの電話相談

北海道医師会顧問弁護士 黒木 俊 郎  
黒木法律事務所 弁護士 加 畑 裕 一 朗

**Q.** 肛門科クリニックの院長ですが、患者からの電話相談でトラブルになり困っています。

### 【事実経過】

当クリニックに60歳の男性患者Kが痔の治療を受けるために受診しました。私は内痔核と診断し、ジオン注射療法（痔核に対して直接注射する治療法）を2回に分けて施行し、マッサージをして帰宅させました。ところが、その1週間後、Kが当クリニックに電話をかけて、「腹痛と下血の症状があるが、どうすればいいか」と相談してきました。私は、「心配なら来なさい」と答えましたが、Kは受診しませんでした。

ところが、翌年になってKから損害賠償を請求する手紙が来ました。それによると、Kが私に「心配なら来なさい」と言われたが、「すぐ受診が必要」とは言われなかったため、受診せずにいるうちに次第に下血がひどくなった。そこで、知人の紹介で他院を受診したところ、「直腸潰瘍および狭窄」と診断され、手術（回腸人工肛門造設術）を受けたとのことで、「自分が電話で相談したのに、先生はすぐ来いとは言わなかった。もし、ただちに受診するよう指示してくれていたら、自分は手術を受けずにすんだはずだ。」と主張しています。

### 【質問】

私には、損害賠償義務があるのでしょうか。

私としては、次の理由によりKの要求には応じたくないと考えています。

- 1 Kの「直腸潰瘍および狭窄」は、ジオン注射療法の合併症であった可能性はあると思いますが、それは、私の過失ではないと考えます。
- 2 私が「心配なら来なさい」と言ったのにすぐ受診しなかったのは、Kの過失です。それなのに、症状が進行してから勝手に他院を受診して手術を受けたうえに、その治療費などの損害を私に支払わせようとするKの態度には納得できません。

## A. 【結論】

現在の医療水準に照らすと、Kが提訴した場合、裁判所が病院敗訴の判決をする可能性があります。よって、すみやかに医師会もしくは損保会社に医療事故報告書を提出し、指示を仰ぐことをお勧めします。

### 【理由】

本件と類似のジオン注射療法の合併症事件の裁判では、横浜地裁が病院勝訴（原告の請求を棄却）の判決をしました（参考判例①参照）。

しかし、それは、平成18年3月に行われたジオン注射療法に関するものであり、当時の医療水準では、「直腸潰瘍および狭窄がジオン注射療法の合併症である」という認識は一般的ではなく、「心配なら来なさい」という程度の指導でも医師の義務違反とは言えないと判定されています。

現在では、ジオン注射液の添付文書にも合併症として「直腸筋層壊死」や「直腸狭窄」の可能性があると明記されています。従って、本問の場合、裁判所が現在の医療水準を前提として判断すると、「腹痛、下血の症状があるが、どうすればいいか」と相談された医師は、「合併症かも知れないので、すみやかに受診しなさい」と指導すべきだったと判定され、Kの一部勝訴の判決が出る可能性があります。

よって、医師会もしくは損保会社と相談した上で、示談解決を検討する必要があります。

## 質 疑 応 答

**医 師**：肛門科では、従来、痔核に対する根本療法として手術療法が行われてきましたが、手術では術後の出血や疼痛が避けられません。しかし、シオン注射療法により、手術の必要がなくなり、ほとんどの症例で出血や疼痛が避けられるようになりました。

**弁護士**：その結果、2005年に保険適用となり、全国的に急速に普及したようですね。

**医 師**：シオン注射療法で使用される注射液は、合併症を起こしやすい強力な薬物ですので、薬品メーカーと内痔核治療法研究会が共催する四段階注射法講習会を受講しないとこの療法を実施できない仕組みになっています。それでも合併症の発生を完全に防ぐことはできません。

**弁護士**：参考判例の事実認定によると、平成18年5月に改訂されたシオンの添付文書に合併症として「直腸筋層壊死」や「直腸狭窄」が記載されているが、これは、参考判例の症例が薬品メーカーに報告され、これを契機として改訂がなされたものとされています。

**医 師**：このように添付文書が医療水準の重要な判断資料となり、改訂の前後で裁判の勝敗が分かれるのなら、医師は、絶えず、添付文書の改訂に注意を払う必要がありますね。

**弁護士**：その通りです。ところで、一般論として、外来で治療中の患者が電話で主治医に症状を訴えて相談した場合、医師は、「心配なら来なさい」という程度の回答しかしないものですか。

**医 師**：患者が神経質に心配しているだけだと判断すれば、そう答えることもあります。しかし、実際に診察しないと把握できない症状もあるので、私なら「すみやかに受診して下さい」と指導するでしょうね。

**弁護士**：参考判例の症例が訴訟になった原因は、「心配なら来なさい」という医師の回答が、患者から見れば不親切であり、信頼関係が失われる原因となったように思われます。

**医 師**：そうですね。だから、患者は他の病院を受診したのでしょうか。

**弁護士**：ところで、患者からの電話相談に応じた医師は、一般的にカルテにその問答を記載するものですか。

**医 師**：電話だけで患者を診察していない場合には、よほど重大な話でない限り、カルテには書かないのが普通でしょうね。

**弁護士**：参考裁判例のケースでは、電話の内容

を医師がカルテに記載していたおかげで医師側の主張が認められました。診察に限らず、電話相談であっても記録を残すことは、医事紛争の予防として、極めて大切だと言えますね。

**シオン注射療法**：シオン（有効成分は硫酸アルミニウムカリウム及びタンニン酸）を痔核に注射することにより、血流を遮断して止血及び痔核の縮小を図り、粘膜層及び粘膜下層の筋層への癒着・固定を促進し、非観血的に病変組織を硬化退縮させる治療法

### 参考裁判例

- ① 横浜地方裁判所平成22年4月14日判決  
平成18年3月、原告は、痔の治療のために被告医師の開設する肛門科クリニックを受診し、当時最新のシオン注射療法を受けて帰宅し、その1週間後に同クリニックに対し電話で下痢・下血等の症状を訴えたが、「心配なら来なさい」としか言われなかったので受診せず、その後、他院を受診したところ、直腸潰瘍および狭窄と診断され、回腸人工肛門造設術を受けた。  
裁判で原告は、第1に被告の注射手技上の過失、第2に直腸狭窄などの合併症の説明義務違反、第3に電話相談時に被告が「心配なら来なさい」と述べるにとどまり、それ以上の受診の指示勧告をしなかった過失を主張し、被告に対して約1913万円の損害賠償請求をした。しかし、裁判所は、医師の全ての過失を否定し、原告の請求を棄却した。（医療判例解説2010年12月号109P）
- ② 東京高等裁判所平成22年12月22日判決  
参考裁判例①の控訴審で控訴棄却（確定）

### — 今月のメッセージ —

- ① 患者が電話で症状を訴えてきた場合、患者は不安を感じているのであるから、医師は受診を勧めるべきであり、「心配なら来なさい」という回答では、信頼関係を損なう。
- ② 医薬品の合併症に関する知見は、時代とともに変化するので、薬品メーカーは頻りに添付文書を改訂している。医師は、添付文書の改訂に注意を払うべきである。